

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名:熊本県大津町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.2%
全職員	62.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	108.4%
本庁係長相当職	89.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	90.6%
26～30年	96.6%
21～25年	88.6%
16～20年	91.6%
11～15年	94.9%
6～10年	93.0%
1～5年	90.8%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、一方の性別の該当者が1人のため非公表。
- ・勤続年数36年以上については、一方の性別の該当者が1人のため非公表。
- ・会計年度任用職員について、女性の占める割合は89.0%となっている。
- ・職員を数える単位として「月」を用いて換算している。
- ・会計年度任用職員のうち週20時間未満の職員については、1/2(月)で換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 特定事業主行動計画は大津町長、大津町議会議長、大津町教育委員会、大津町農業委員会、大津町選挙管理委員会及び大津町監査委員が連名で策定しており、人事管理を一体的に行っているため、合算した数値を掲載している。